2　前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C}{0.05}$$

この式において、PF_r及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

PF_r　（略）

C　特化則第三十八条の二十一第二項の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの（単位ミリグラム毎立方メートル）

3　（略）

（第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部改正）

第六条　第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和四年厚生労働省告示第三百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（有機溶剤の濃度の測定の方法等） **第一条**　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第二十八条の三の二第四項（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、個人サンプリング法において用いられる方法（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。）第十条第五項各号に定める方法をいう。以下同じ。）とする。 （削る）	（有機溶剤の濃度の測定の方法等） **第一条**　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第二十八条の三の二第四項（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）第一号の規定による測定は、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。）第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。
2　前項に規定する方法による有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下この項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。	2　前項の規定にかかわらず、有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあっては、特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（次項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。 一　試料空気の採取は、有機則第二十八条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の有機溶剤の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される有機溶剤の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。 三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。
3　前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。	3　前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。